

【暫定稿その4】

第4章 市民自治の仕組み（未定稿）

まちづくりと地域コミュニティ【暫定稿】

第14条 市民は、自治会、NPO、ボランティア団体、事業者等の多様な集団（以下「地域コミュニティ」という。）（未定稿）が、市民自治によるまちづくりの担い手であることを認識し、積極的にその活動に参加することにより、地域コミュニティを守り育てるように努めるものとします。  
2 地域コミュニティは、それぞれの特性を生かしつつ、連携し、協力し、市民自治によるまちづくりの推進に努めるものとします。

【解説】

（第1項）

- 自治会やNPO、ボランティア団体、難病・暴力・犯罪被害等の当事者団体など、身近な地域における課題を解決するために自主的・自立的に形成された地域コミュニティが、まちづくりの担い手であることを市民が認識し、積極的にその活動に参加することにより、地域コミュニティを守り育てることの必要性について規定しています。
- 企業や事業者も、地域におけるまちづくりの大切な担い手であり、それらも含めた多様な主体によるまちづくりが必要です。
- 市民は、地域コミュニティをお互いに支援・育成し合うなど、多様な市民がまちづくりに参加することのできる環境整備に努めるものとします。

（第2項）

- 地域コミュニティを構成する個人や各団体は、それぞれ異なる特性を持っており、それらを生かし、連携、協力することにより、まちづくりを推進していくことの必要性について規定しています。

地域コミュニティの育成及び支援【暫定稿】

第15条 市は、市民や地域コミュニティ（未定稿）に対して、市民自治によるまちづくりを進めるための学習及び相互交流などによる人材育成の機会を提供するものとします。  
2 市は、市民自治によるまちづくりを推進するため、地域コミュニティの主体性を尊重しつつ、その自主性及び自立性を損なわない範囲で、積極的に地域コミュニティの活動を支援するよう努めるものとします。

【解説】

(第1項)

- 市が、人材育成のための研修等を実施することにより、意欲ある人を発掘し、活動するための能力を向上させることが可能になることを規定しています。また、研修等の参加者同士の相互交流により、コミュニケーションがとれ、それぞれが所属する団体の活動内容等を理解することができるようになります。

(第2項)

- 市が、市民や地域コミュニティが活発に活動できるように、その自主性及び自立性を損なわない範囲で、環境整備（市民活動支援センターの設置等による活動場所の提供や広報支援）や活動経費の援助等の支援を行うことを規定しています。

地域におけるまちづくり【暫定稿】

第16条 住民は、地域のことを自ら考え、実行できるようにするため、地域単位で地域まちづくり協議会を設置し、まちづくりを進めることができます。

2 地域まちづくり協議会の構成員は、その地域に居住する個人及び地域コミュニティ（未定稿）とします。

3 市は、地域まちづくり協議会の設立と運営にあたって、必要な支援を行います。

【解説】

(第1項)

- 住民が、身近な地域の課題について、地域ごとに自ら課題を設定し、解決することができる仕組みとして、「地域まちづくり協議会」を設置することができることを規定しています。

(第2項)

- 地域まちづくり協議会が、その地域に居住する個人またはその地域で活動する自治会、地区社会福祉協議会、長寿クラブ、NPO、ボランティア団体、民生委員・児童委員等の団体から構成されることを規定しています。
- 地域まちづくり協議会は、その構成員がそれぞれの地域によって異なることが考えられますが、明確な運営ルールのもと、民主的な運営が行われます。役員も、民主的に選出されます。

(第3項)

- 地域まちづくり協議会の自主性及び自立性が十分に発揮されるよう、地

区担当の職員を配置するなど、市が必要な支援を行うことを規定しています。

協働によるまちづくり【たたき台】

第 18 条 市民、市及び議会は、地域内の様々な公共的課題を解決していくため、それぞれの役割を認識し、連携、協力してまちづくりに取り組むものとしします。

2 市は、地域コミュニティや事業者など（未定稿）、多様な主体との協働によるまちづくりを効果的に推進するための制度の整備を行うものとしします。

【解説】

（第 1 項）

- まちづくりの担い手である市民、市及び議会が、地域内の様々な公共的課題を解決するため、それぞれの役割及び責務のもと、お互いの自主性及び自立性を尊重し、十分な協議と理解のうえ、目的を共有し、対等な立場で提携し、協力してまちづくりに取り組むことを規定しています。

（第 2 項）

- 市が、多様な主体との協働によるまちづくりを効果的に推進するため、市民活動支援事業、協働事業提案制度などの制度を整備することを規定しています。

項目	H26.9.25 まちづくり条例策定協議会	まちづくり条例に関する基本的な考え方（提言書）
まちづくりと地域コミュニティ	<p>第14条 市民は、自治会、NPO、ボランティア団体、<u>事業者</u>等の多様な集団（以下「地域コミュニティ」という。）<u>（未定稿）</u>が、市民自治によるまちづくりの担い手であることを認識し、積極的にその活動に参加することにより、地域コミュニティを守り育てるように努めるものとします。</p> <p>2 地域コミュニティは、それぞれの特性を生かしつつ、連携し、協力し、市民自治によるまちづくりの推進に努めるものとします。</p>	<p>第14条 市民は、自治会、NPO、ボランティア団体等の多様な集団（以下「地域コミュニティ」という。）が、市民自治によるまちづくりの担い手であることを認識し、積極的にその活動に参加することにより、これを守り育てるように努めるものとします。</p> <p>2 地域コミュニティは、それぞれの特性を生かしつつ、連携し、協力し、市民自治によるまちづくりの推進に努めるものとします。</p>
地域コミュニティの育成・支援	<p>第15条 市は、<u>市民や地域コミュニティ（未定稿）</u>に対して、市民自治によるまちづくりを進めるための学習及び相互交流などによる人材育成の機会を提供するものとします。</p> <p>2 市は、市民自治によるまちづくりを推進するため、地域コミュニティの主体性を尊重しつつ、その自主性及び自立性を損なわない範囲で、積極的に地域コミュニティの活動を支援するよう努めるものとします。</p>	<p>第15条 市は、市民自治によるまちづくりを推進するため、地域コミュニティの主体性を尊重しつつ、その自主性及び自立性を損なわない範囲で、積極的に地域コミュニティの活動を支援するよう努めるものとします。</p> <p>2 市は、<u>市民や地域コミュニティ</u>に対して、市民自治によるまちづくりを進めるための学習及び相互交流などによる人材育成の機会を提供します。<u>また、多様な市民が参加できる環境整備に努めるものとします。</u></p>
地域におけるまちづくり	<p>第16条 <u>住民は</u>、地域のことを自ら考え、実行できるようにするため、地域単位で地域まちづくり協議会を設置し、まちづくりを進めることができます。</p>	<p>第16条 <u>地域におけるまちづくりは</u>、地域のことは<u>地域内の住民が</u>自ら考え、実行できるようにするため、地域単位で「<u>地域まちづくり協議会</u>」を設置し、</p>

項目	H26.9.25 まちづくり条例策定協議会	まちづくり条例に関する基本的な考え方（提言書）
	<p>2 地域まちづくり協議会の構成員は、その地域に居住する<u>個人及び地域コミュニティ（未定稿）</u>とします。</p> <p>3 市は、地域まちづくり協議会の設立と運営にあたって、<u>必要な</u>支援を行います。</p>	<p>まちづくりを進めます。</p> <p>2 地域まちづくり協議会の構成員は、その地域に居住する個人またはその地域で活動する自治会、地区社協、<u>長寿クラブ、NPO、ボランティア団体、民生委員・児童委員などの団体</u>とします。</p> <p>3 市は、地域まちづくり協議会の設立と運営にあたって、<u>適切に役割を分担し、地区担当の職員を配置するなどの支援</u>を行います。</p>
協働によるまちづくり	<p>第18条 市民、市及び議会は、地域内の様々な公共的課題を解決していくため、それぞれの役割を認識し、<u>連携</u>、協力してまちづくりに取り組むものとします。</p> <p>2 市は、<u>地域コミュニティや事業者など（未定稿）、</u>多様な主体との協働によるまちづくりを効果的に推進するための制度の整備を行う<u>もの</u>とします。</p>	<p>第18条 市民、市及び議会は、地域内の様々な公共的課題を解決していくため、それぞれの役割を認識し、<u>互いを対等なものとして尊重しながら、協力して</u>まちづくりに取り組むものとします。</p> <p>2 市は、<u>市民活動団体や企業など多様な主体との協働についてのガイドライン</u>を策定するなど、協働によるまちづくりを効果的に推進するための制度の整備を行います。</p>